

資金名	緊急経済対策資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの並びに（10）の代表者及び事業を営んでいない個人については県内に住所又は居所を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する事業者であつて、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの</li> <li>（2）知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの</li> <li>（3）大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上あるもの</li> <li>（4）福岡県中小企業再生支援協議会の2次支援を受け、関係金融機関の支援を得ているもの または、同協議会の2次支援を受け、再生計画（変更計画を含む）の策定終了後、原則として6か月以内のもの</li> <li>（5）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、以下「東日本大震災法」）第128条第1項第1号に該当するもの、又は、同号に規定する事業者であつて、経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けたもの</li> <li>（6）緊急経済対策資金の借入残高を有するもの</li> <li>（7）原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じているもの</li> <li>（8）中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けたもの</li> <li>（9）経営改善計画を策定し、中小企業等経営強化法第31条第2項における認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗の報告を金融機関に行うもの</li> <li>（10）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者（同項第1号及び第2号に該当するものに限る。）、中小企業者（同項第1号イに該当するものに限る。）の代表者又は事業を営んでいない個人</li> <li>（11）次の①又は②に該当し、かつ、③に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>①3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</li> <li>②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であつて、事業承継日から3年を経過していないもの</li> <li>③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 資産超過であること</li> <li>イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること</li> <li>ウ 法人・個人の分離がなされていること</li> <li>エ 返済緩和している借入金がないこと</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
資金使途	<p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換資金も含む（但し、融資対象（2）の規定により知事が指定した「平成30年7月豪雨」及び「令和2年7月豪雨」に係る緊急特別融資枠（以下「緊急特別融資枠」という。）による借換は、原則として、認めない。）</li> <li>・設備資金は災害、再生関連、（8）、（9）、（10）（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号二に該当するものを除く）及び（11）のみ</li> <li>・（4）については、福岡県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生計画に明記された、再生に必要な資金</li> <li>・（5）については、経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む。ただし、備考に掲げる区域外の市町村長等から認定を受けたものについては、備考に掲げる資金に限る。）</li> <li>・（9）については、経営改善計画の実行に必要な資金</li> <li>・（10）については、経営の承継に必要な資金</li> <li>・（11）については、保証人を提供している既往借入金の返済資金を含む</li> </ul>

融資限度額	(1) ~ (7) 1億円以内 (但し、「緊急特別融資枠」については、「平成30年7月豪雨」及び「令和2年7月豪雨」の災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。) (8) (1) ~ (7)、(9) ~ (11) とは別に1億円以内 (9) (1) ~ (8)、(10)、(11) とは別に5,000万円以内 (10)、(11) (1) ~ (9) とは別に1億円以内
融資利率	(9) 1.10% (1) ~ (5)、(7)、(8) 1.30% (但し、「緊急特別融資枠」については0.9%) (6) 1.40% (10)、(11) 1.40%以内
保証料率	0.25% ~ 1.62% (但し「緊急特別融資枠」については、0%) (但し、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となることがあります) (但し、融資対象(1)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた場合は0%) (但し、融資対象(8)のうち、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、市町村長から中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた場合は0%) (但し、融資対象(10)のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニに該当し、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて経営者保証コーディネーターが確認した場合は、0.20% ~ 0.87%) (但し、(11)について、事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち①から④までに掲げる項目の全てを満たすことについて経営者保証コーディネーターが確認した場合は、0.20% ~ 0.87%)
融資期間	10年以内 (据置期間2年以内) (9)は運転5年以内、設備7年以内、保証付融資の借換は10年以内 (据置期間1年以内)
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。 (但し、(10)のうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又はニに該当するもの及び(11)については、徴求しない。)
受付機関	商工会議所・商工会、中央会 (組合関係)、指定金融機関
必要書類	1 信用保証委託申込書 (信用保証委託契約書一式) 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本 (発行後1か月以内のもの) 4 印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの) 5 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し 10 緊急経済対策資金確認申請書 (様式第1号) (但し、(4)に該当する場合を除く) 11 (1)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書 12 (2)の災害に該当する場合は、市町村長発行の罹災証明書 13 (4)に該当する場合は、2次支援決定通知書 14 (5)に該当する場合は、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書 (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令 (平成23年政令第133号) 第2条第2号に該当するものを除く) 及び東日本大震災法第128条第1項の規定に基づく、第1号に該当することを証明するもの、または、経営の安定に支障が生じている旨の市町村長発行の認定書 15 (8)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定書 16 (9)に該当する場合は、経営改善計画書の写し及び経営力強化保証の申込人資格要件を満たすことが確認できる書類

- 17 (10)に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定に基づく認定書（申請書の写しを含む）  
ただし、同法第12条第1項第1号ハに該当する場合は財務要件等確認書、同号ニに該当する場合は、以下のそれぞれの書類を添付する。
- ・財務要件等確認書
  - ・借換債務等確認書
  - ・申込金融機関以外からの借入金を借り換えるときは他行借換依頼書兼確認書
  - ・保証料率但し書きに定める経営者保証コーディネーターが確認した場合の料率を適用する場合にあっては、事業承継時判断材料チェックシートの写し
- 18 (11)に該当する場合は、事業承継計画書及び財務要件等確認書に加え、以下のそれぞれの書類
- ・既往借入金を借り換える場合にあっては借換債務等確認書
  - ・既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書
  - ・保証料率但し書きに定める経営者保証コーディネーターが確認した場合の料率を適用する場合にあっては、事業承継時判断材料チェックシートの写し
- 19 その他必要と認める書類

[特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]

事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し

備考

融資対象（5）について、

1 備考に掲げる区域は以下のとおりとする。

岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	全域

2 備考に掲げる資金は以下のとおりとする。

- ① 東日本大震災復興緊急保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金
- ② ア又はイに係る債務の返済資金
  - ア 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第16条第1項第1号の規定により買取りをした債権
  - イ 産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項の要件を定める省令（平成24年経済産業省令第11号）第2条第4号イの規定により買取りをした債権

融資対象（10）について、

1 資金使途は以下のとおりとする。

- ① 株式等の取得資金
- ② 事業用資産等の取得資金
- ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- ④ 他の共同相続人に対して負担する債務返済資金又は株式等若しくは事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償金
- ⑤ 借換資金（中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るものに限る。）
- ⑥ その他事業活動の継続に特に必要な資金

2 融資を受けるものが中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハ又は二に該当する場合は、次の①及び②のいずれの要件も満たすこと。

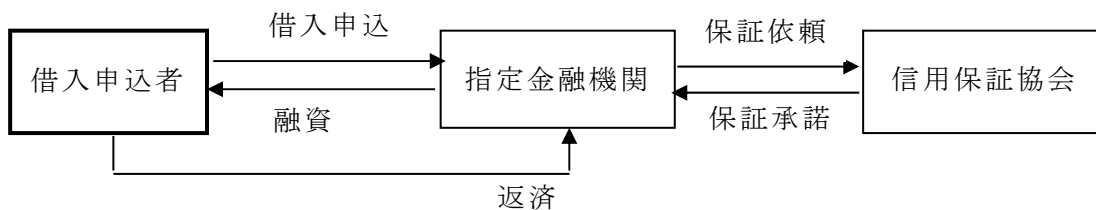
- ① 法人・個人の分離がなされていること
- ② 返済緩和している借入金がないこと
- 3 融資を受けるものが会社である中小企業者の代表者の場合の保証人は、原則として、当該中小企業者のみとし、融資を受けるものが個人である中小企業者又は事業を営んでいない個人の場合の保証人は、原則として、会社である他の中小企業者のみとする。
- 4 NPO法人は対象外とする。

融資対象（11）について、資金用途は以下のとおりとする。  
事業資金であって、次に掲げるもの。

- 1 ①に該当するものにあつては、保証人（個人に限る。以下2において同じ）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
- 2 ②に該当するものにあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

